

保険会社向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方

- 保険監督の目的は、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。
- 保険会社の監督事務に関し、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理（本監督指針の策定に伴い、事務ガイドラインは廃止）。
- 本監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したもの。本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない。

II. 保険監督上の評価項目

○経営管理（ガバナンス）

保険会社の経営管理の有効性を検証

- 代表取締役、取締役及び取締役会の責任・義務
- 監査役、監査役会における経営監視機能
- 内部監査部門の機能
- 保険計理人の役割
- 総代会の機能

○財務の健全性

保険会社の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- 責任準備金等の積立の適切性
- ソルベンシー・マージン比率の適切性
- 区分経理の明確化
- ストレステストの実施
- 再保険に関するリスク管理
- 商品開発に係る内部管理態勢
- その他のリスクに対する管理態勢
⇒保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク

○業務の適切性

保険会社のコンプライアンス態勢等を検証

- コンプライアンス態勢
代表取締役、取締役等の取組み状況、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの整備状況等
- 適切な保険募集態勢の整備状況等
- 苦情処理態勢の適切性
- 顧客に対する説明責任、保険金等支払管理態勢等、顧客保護を図るための態勢の適切性
- 顧客情報管理態勢
- 事務リスク、システムリスク管理態勢
- 危機管理態勢

III. 保険監督に係る事務処理上の留意点

- 監督部局間における連携確保
- 検査部局との連携確保
- 保険業法等に係る事務処理
- 行政指導等を行う際の留意点
- 意見交換制度

IV. 保険商品審査上の留意点

生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合の審査を行うに当たっての留意点を明確化。

V. 保険仲立人

保険仲立人の登録事務、保証金に係る事務について、関係法令の解釈、運用及び手続きを明確化。他の募集人等との関係、保険仲立人の業務に対する監督上の留意事項等を規定。

VI. 日本アクチュアリー会

アクチュアリー専門職団体であり、指定法人たる日本アクチュアリー会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化。
委託業務である「生命表」、「保険計理人の実務基準」の作成・公開、レビューに係る手続き、会のガバナンスや会員の資質の維持・向上等に係る留意点を明確化。